○吉川市水道給水条例施行規程

平成11年３月19日水管規程第１号

改正

平成11年11月11日水道事業管理規程第５号

平成12年３月29日水道事業管理規程第４号

平成12年11月28日水道事業管理規程第８号

平成13年８月29日水道事業管理規程第１号

平成14年３月29日水道事業管理規程第２号

平成14年12月20日水道事業管理規程第５号

平成16年３月23日水道事業管理規程第１号

平成17年１月31日水道事業管理規程第３号

平成19年３月30日水道事業管理規程第４号

平成29年４月14日水道事業管理規程第２号

平成30年３月２日水道事業管理規程第１号

平成30年６月８日水道事業管理規程第４号

平成31年３月29日水道事業管理規程第２号

平成31年４月15日水道事業管理規程第３号

令和６年４月１日水道事業管理規程第１号

吉川市水道給水条例施行規程

（趣旨）

第１条　この規程は、吉川市水道給水条例（昭和54年吉川町条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の構成及び付属用具）

第２条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

２　給水装置には、量水器桝その他付属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込）

第３条　条例第６条第１項に規定する給水装置の新設、改造、増設又は撤去の申込みは、吉川市給水装置工事申込書（様式第１号）の提出をもって行う。

２　水道事業の管理者の権限を有する者（以下「管理者」という。）は前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、その結果を当該申請者に給水装置工事決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

３　第１項の規定により給水の申請をする者のうち、受水槽を設置せず直接配水管から給水装置を利用し、給水を受けようとするときは、直圧給水利用承諾書（様式第３号）を提出しなければならない。

（利害関係人の同意書の提出）

第４条　条例第６条第２項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その書類はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

（１）　他人の給水装置から分岐しようとするとき　給水装置所有者の給水装置支分同意書（様式第４号）

（２）　他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき　土地又は家屋所有者の給水装置土地利用同意書（様式第５号）

（３）　前２号の規定による書類を提出できないとき　給水装置工事申込者の誓約書（様式第６号）

（開発等の給水）

第５条　条例第２条の規定による給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担及び施設等の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

２　前項について必要な事項は、吉川市水道事業開発給水取扱要綱によるものとする。

（給水装置使用材料）

第６条　管理者は、条例第９条第２項の規定に定める設計審査、材料検査又は工事検査において、吉川市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明書が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第７条　管理者は、条例第９条の２第１項の規定に基づく構造及び材料の指定は、次に掲げる基準により行う。

（１）　配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

（２）　配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

（３）　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

（４）　水圧、土圧、その他の加重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

（５）　凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

（６）　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

（７）　水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　条例第９条の２第１項の規定により管理者が指定する材料は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

（１）　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの

（２）　製品が政令第６条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

（３）　製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第６条に定める構造及び材質の基準との適合性を証明したもの

３　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、同項各号の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

４　管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

５　給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、又は建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合において、給水装置及び水質の保全等による責任の分岐点は、受水槽の入水口又は入水口側に設置してある逆止弁とする。

（給水管の口径）

第８条　給水管の口径は、その使途別所要水量及び同じ使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

２　前条第５項の規定により受水槽を設置する場合の取扱いについては、吉川市給水装置設計基準（平成10年４月１日施行）により行うものとする。

（給水管埋設の深さ）

第９条　給水管は、公道内の車道、歩道部分及び私道内においては120センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、道路管理者が認める道路及び技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水管材料の特例）

第10条　配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分にもっとも近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に掲げる給水管の区分に応じ、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

（１）　口径が50ミリメートル以下の給水管　耐衝撃性硬質塩化ビニル管又はステンレス管

（２）　口径が75ミリメートル以上の給水管　鋳鉄管

２　前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、同項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

（メーターの設置基準）

第11条　給水装置にメーターを設置する基準は、１建築物について１個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、１建築物について２個以上のメーターを設置することができる。

２　同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建物で水道を使用するときは、当該２以上の建物を１建築物とみなす。

（受水槽以下の装置）

第12条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

（１）　受水槽以下の装置が２戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

（２）　受水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。

２　メーターを設置する受水槽以下の装置は、次に適合するものでなければならない。

（１） 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

（２） 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

（３） メーターの設置、点検及び交換作業が容易に行うことができるものであること。

３　受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

４　メーターは、あらかじめ管理者に届け出て条例第９条第１項に規定する管理者が指定をした者が工事を施工した受水槽以下の装置でなければ設置しない。

（メーターの設置位置等）

第13条　条例第17条第２項に規定するメーターの設置位置は、次に定める基準に基づき設置する。

（１） 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（２） 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（３） 点検及び交換作業が容易に行うことができる場所

（４） 衛生的で損傷のおそれがない場所

（５） 水平に設けることができる場所

（危険防止の措置）

第14条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

２　水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

３　給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

４　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

５　給水管を２階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

（給水管防護の措置）

第15条　開渠を横断して給水管を施行するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

２　電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

３　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

４　酸又はアルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他必要な措置を講じなければならない。

（給水の申込）

第16条　条例第14条に規定する給水の申込は、吉川市上下水道使用中止・使用開始申込書（様式第７号）の提出をもって行う。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（代理人等の選定届等）

第17条　条例第15条に規定する給水装置の所有者の代理人を選定し、又は変更したときは、代理人選定（変更）届（様式第８号）により行う。

２　条例第16条及び第19条第２項第４号に規定する管理人の選定等については、管理人選定（変更）届（様式第９号）を管理者に届け出なければならない。

（メーターの損害弁償）

第18条　水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失（き損）届（様式第10号）を管理者に届け出なければならない。

２　管理者は条例第18条第３項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

（水道の使用中止、変更等の届出の様式）

第19条　条例第19条各号の規定による届出は、次に定めるところによる。

（１）　水道の使用を中止しようとするときは、吉川市上下水道使用中止・使用開始届出書（様式第７号）の提出をもって行う。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（２）　メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置工事申込書（様式第１号）の提出をもって行う。

（３）　消防演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（様式第11号）の提出をもって行う。

（４）　婚姻等による氏名変更、又は相続による水道使用者に変更（法人の場合は、社名変更及び代表者変更を含む。）があったときは、吉川市上下水道代表者変更届（様式第12号）の提出をもって行う。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（５）　消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届（様式第13号）の提出をもって行う。

（給水装置及び水質検査の請求）

第20条　条例第22条第１項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（様式第14号）の提出をもって行うものとし、その結果の通知は、給水装置・水質検査報告書（様式第15号）により行う。

（料金の算定）

第21条　条例第25条に規定する料金の算定のうち、同条に掲げるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

（使用水量の認定基準等）

第22条　条例第25条の２の規定による使用水量の認定は、次に掲げる事項を勘案して行うものとする。

（１）　前６月間の使用水量

（２）　前年同期の使用水量

（３）　メーター取付又は、検針後最低７日以上の１日平均使用量に算出対象日数を乗じて求めた水量

（４）　一般家庭の一人当たりの月平均使用量に家族人員を乗じて求めた水量

（５）　使用者と類する業種、家族構成、生活状態等を参考にした水量

（料金等の納入期限）

第23条　条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、水道料金（以下「料金」という。）にあっては納入通知書を発したその月の翌月10日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、翌営業日）その他の納入金は、別に定めない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

（過誤納による精算）

第24条　料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金又は未納の料金において精算することができる。

（前納臨時料金の還付事由）

第25条　条例第28条に規定する前納すべき額は、臨時使用の最長期間である180日以内の使用水量に相当する料金概算額であり、使用中止又は廃止するときは精算する。

２　前項の場合、水道料金は臨時用を適用する。

（料金等の減額又は免除）

第26条　条例第30条の規定により料金等を減額又は免除できる場合は、次のいずれかに該当するもののうち、管理者が認めたものに対して行う。

（１） 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

（２） 不可抗力による漏水に起因する料金

（３） その他、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

２　前項第１号及び第３号の規定による料金等の減額又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書（様式第16号）の提出をもって行うものとし、前項第２号による料金の減額の申請は、水道料金減額申請書（様式第17号）の提出をもって行うものとする。

３　管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に水道料金減額決定通知書（様式第18号）により、通知するものとする。

４　前項について、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

（措置の指示）

第27条　条例第31条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第19号）により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（水道使用上の注意）

第28条　給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第29条　条例第36条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）の管理は、次に定めるところによる。

（１） 小規模貯水槽水道を清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

（２） 貯水槽（受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。以下同じ。）の清掃を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

（３） 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を執ること。

（４） 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

（５） 小規模貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所に通報するとともに、次に掲げる措置を執ること。

ア　当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置を執ること。

イ　速やかに汚染の原因を除き、当該小規模貯水槽水道の復旧を図ること。

ウ　給水停止等の措置を執った場合は、代替水を確保すること。

エ　当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。

２　条例第36条第２項の規定による小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、法第34条の２第２項及び法第20条第３項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項の規定により同項第４号の事業について登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を１年以内ごとに１回、定期に行うものとする。

（水道事業者の業務）

第30条　水道事業者は、小規模貯水槽水道について次に掲げる措置を執るものとする。

（１）　設置者に対し、前条第１項及び第２項により管理に必要な指導を行うこと。

（２）　小規模貯水槽水道台帳を作成し、整理し、保管すること。

（３）　小規模貯水槽水道の管理の充実を図るために計画的に現場調査を行うこと。

（４）　小規模貯水槽水道の利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

２　水道事業者は、小規模貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置を執るものとする。

（１）　汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、適切な措置を執るよう当該小規模貯水槽水道の設置者を指導すること。

（２）　状況を的確に把握すること。

（３）　保健所に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導及び代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

（立入検査の身分証明書）

第31条　法第17条第２項に規定する給水装置の検査に従事する職員の身分証明書の様式は、立入検査証（様式第20号）とする。

附　則

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年水管規程第５号）

１　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

2　改正前の吉川市水道給水条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附　則（平成12年水管規程第４号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年水管規程第８号）

この規程は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年水管規程第１号）

この規程は、平成13年９月３日から施行する。

附　則（平成14年水管規程第２号）

1　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

2　この規程による改正前の吉川市水道給水条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附　則（平成14年水管規程第５号）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年水管規程第１号）

1　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

2　この規程による改正前の吉川市水道給水条例施行規程様式第１号による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附　則（平成17年水管規程第３号）

1　この規程は、平成17年４月１日から施行する。

2　この規程による改正前の吉川市水道給水条例施行規程様式第１号及び様式第７号による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附　則（平成19年水管規程第４号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月14日水管規程第２号）

1　この規程は、公布の日から施行する。

2　この規程による改正前の吉川市水道給水条例施行規程様式第１号による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附　則（平成30年３月２日水管規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年６月８日水管規程第４号）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　この規程による改正前の吉川市水道給水条例施行規程様式第１号による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附　則（平成31年３月29日水管規程第２号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月15日水管規程第３号）

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日水管規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条・第19条関係）

様式第1号(第3条・第19条関係)

臨時申請　有・無(新設時のみ記入)

受付 第　　号	年　月　日	給水装置工事申込書	メーター付	年 月 日	給水管号	地区名	道路掘削管号

（宛先）吉川市水道事業
吉川市長
殿　　特新　設口径変更ク　一
給水装置 切　　造 取出し 取出し変更 工事をしたいので吉川市水道給水条例第8条の規定に基づき、申し込みます。
特別給水管 全体図 要 否

私は、水道課の検査終了後公道等に布設した　　を吉川市へ無償譲渡致します。
年 月 日
住所　　番地
氏名

工事場所	吉川市　（　　字地区　　番地）	量水器	口径	mm	段計	㎥
使用者	住所 / TEL	フリガナ / 氏名	管号	－		
所有者	住所 / TEL	フリガナ / 氏名				
工事設計責任者	申請代理人 / 工事施工人	主任技術者 / 交付番号 / 連絡先	マスター変更箇所	旧メーター番号 － 取外し段計 ㎥ 月 日 前回検針段計 ㎥ 月 日 新メーター切回加算水量 ㎥ 計算用数() 請求先 検定満期 年 月		

※　新設申込みの場合は、申請時に分岐点が必要になります。

特殊集団住宅・共同住宅等　検査　未・済
共同住宅名
戸数　（　）戸
受水槽の有効容量　t
受水槽その他管理連絡先
住所
管理者

委任状
上記給水装置工事の申し込み、取消し及び分岐金等の納入に関する一切を委任します。

受任者	
委任者	

業種記分

官庁事業所	官庁業務	官公署	学校	工場	公衆浴場	私設消火栓	共用栓	公用栓	臨時
用	用	用	用	用	用	栓	栓	用	特

備考　（マスター入力　　）

下水道供用　有・無

特別給水管切替え件数　　件

建築確認許可 第　　号	年 月 日	給合書　年 月 日	合・否
道路占用許可 第　　号 期間　年 月 日～　年 月 日 警察許可 第　　号　年 月 日～　年 月 日その他の			
許可 第　　号			

給水装置工事施工にあたり、吉川市指定給水装置工事事業者規程第　条の規定により設計審査を申請いたします。
また、工事完了後において工事検査を実施していただきたく、同規程第13条の規定により併せて申請いたします。

給水装置工事設計を審査した結果設計基準に適合していたので、給水装置工事決定通知書を交付し、完了後に工事検査を実施してよろしいか伺います。

決裁欄

使用材料一覧表

種別	寸法	数量	種別	寸法	数量
サドル・割丁字管					

下記管理者の許可を受ける場合は必要書類を作成し水道課へ提出してください。

1)道路管理者

2)河川管理者

3)用水又は水路管理者

手数料	設計審査料	1,000円
	工事検査料	1,000円
	計	2,000円

工事場所に利害関係がある時は、利害関係人の同意書及び承諾書を別に添付してください。

給水装置境分同意書
有　・　無
道区給水利用承諾書
有　・　無
給水装置土地利用同意書
有　・　無
その他同意書
有　・　無

様式第２号（第３条関係）
様式第2号(第3条関係)

給水装置工事決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市水道事業管理者　印

年　　月　　日付けで申込みのありました、給水装置工事申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容

1　承認する

2　承認しない
理由

様式第３号（第３条関係）
様式第3号(第3条関係)

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

給水申請者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

直　圧　給　水　利　用　承　諾　書

私が所有する吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の建物に受水槽を設置せず直接配水管から給水装置を利用し、給水することについて、下記の条件を承諾します。

記

1　水道事業者が行う工事等で断水しても不服を申し立てないこと。
2　渇水等により水道事業者が行う圧力の低減措置により給水できないことがあっても不服を申し立てないこと。
3　水道事業者のやむを得ない事情により給水装置の変更工事を指導された場合、その工事費を自費で行うこと。

様式第４号（第４条関係）
様式第4号(第4条関係)

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

給水装置所有者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給　水　装　置　支　分　同　意　書

私が所有する給水管を下記使用者に支分することに同意します。

記

1　給水装置の主たる場所　　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　所有者給水管径　　管　種　　内径　　mm
3　使用者給水管径　　管　種　　内径　　mm
4　使用者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第５号（第４条関係）
様式第5号(第4条関係)

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

土地所有者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給　水　装　置　土　地　利　用　同　意　書

私が所有する土地に下記使用者の給水管を埋設するに同意します。

記

1　土地の場所　　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2　埋設給水管径　　管　種　　内径　　mm
3　使　用　者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　添付書類
案内図　　住宅地図の写し
公　図　　申請土地の公図写し
土地登記簿謄本　　土地所有者の権利がわかるもの

様式第６号（第４条関係）
様式第6号(第4条関係)

誓　　約　　書

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

給水装置工事申込者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
給水装置工事の場所
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、市に対しご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

様式第７号（第16条、第19条関係）
様式第７号(第16条、第19条関係)

吉川市上下水道使用中止・使用開始申込書

(宛先)吉川市水道事業 吉川市長		申込者氏名(使用者と異なる場合のみ)	受付欄
提出日　年　月　日		TEL　(　)	
フリガナ			
使用者 氏名			
水を止める方(使用中止)	水を止める日　年　月　日　午前・午後　時頃		
	水を止める場所 吉川市 アパート名又はマンション名　TEL　(　)		
	連絡先、転居先又は転出先 フリガナ 〒 アパート名又はマンション名　TEL　(　)		
	水道料金の精算方法について○をつけてください。 1　現地精算　2　納付書を転出先へ送付　3　口座振替(※) ※口座による精算は口座振替をご利用していた方のみとなります。		
水を使い始める方(使用開始)	水を使い始める日　年　月　日　午前・午後　時頃		
	水を使い始める場所 吉川市 アパート名又はマンション名　TEL　(　)		
	※　料金請求先が水を使用する場合と異なる場合はご記入ください。 請求先住所 〒 宛名　TEL　(　)		
―連絡欄―		入力日	
		確認日	

注意　裏面の注意事項をお読みの上、太枠の中にご記入ください。

注　意　事　項

1　この申込書は、上下水道の使用中止又は開始する3日前までに次の提出先まで提出してください。

提出先

2　水を使い始める日及び水を止める日の日時指定(特に土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始)については、お客様のご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

3　ご住所は、アパート名と部屋番号まで、明記してください。

4　料金を滞納されますと給水停止の対象となる場合がありますので、お支払い忘れのないようお願いいたします。

5　婚姻等による氏名変更又は相続による水道使用者に変更(法人の場合は社名変更及び代表者変更を含む。)があった場合は、別の吉川市上下水道代表者変更届を提出してください。

6　上下水道料金は、次の金融機関窓口でお支払いできます。また、口座振替もご利用できます。

7　問合せ先

次の欄は記入しないでください。

閉栓

お客様番号		水栓番号	
メーター番号		閉栓日	
上水口径		前回検針日	
調定	上・上下	計算月数	
上水精算額		休止時指針	
下水精算額		前回指針	
総精算額		使用水量	
備考			

開栓

お客様番号		上水口径	
水栓番号		今回検針日	
メーター番号		開始時指針	
業種区分	1 家事 2 家事兼営業 3 営業 4 工場 5 その他(　　)		

様式第８号（第17条関係）
様式第8号(第17条関係)

代　理　人　選　定　（　変　更　）届

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

住　所
給水装置所有者
氏　名

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	吉川市　　番地
代理人住所、氏名	住　所 氏　名

様式第９号（第17条関係）
様式第9号(第17条関係)

管　理　人　選　定　（　変　更　）届

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

住　所
給水装置所有者
氏　名

次のとおり管理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	吉川市　　番地
管理人住所、氏名	住　所 氏　名

様式第10号（第18条関係）
様式第10号(第18条関係)

メ　ー　タ　ー　亡　失（き　損）届

年　　月　　日

（宛先）吉川市水道事業
吉川市長

給水装置使用者（給水装置所有者、給水装置管理者）

住　所
氏　名

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(き損)しましたのでお届けいたします。
なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所　　吉川市　　番地
(理由)……
……
……
……
……
……
……
※　メーターの種別　　口径　　mm　　番号
有効年限　　年　　月　　日　　取付　　年　　月　　日

様式第11号（第19条関係）
様式第11号(第19条関係)

消　火　栓　演　習　使　用　届

年　　月　　日

（宛先）吉川市水道事業
吉川市長

消火栓使用者
住　所
氏　名

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓設置場所	吉川市
消火栓の種別	地上式　　地下式
演習使用日時	月　日　時　分から　時　分まで

（処理欄）

水量＿＿＿＿＿＿＿＿m^3

様式第12号（第19条関係）
様式第 12 号(第 19 条関係)

吉 川 市 上 下 水 道 代 表 者 変 更 届

(宛先)吉川市水道事業 吉川市長	届出者氏名(新使用者と異なる場合のみ) TEL　(　　)	受　付　欄
提出日　　年　　月　　日		

フ リ ガ ナ	
新使用者氏名	現使用者への水道料金等の請求は、新使用者に請求してください。
フ リ ガ ナ	
現使用者氏名	
水を使用している場所	吉川市 アパート名又はマンション名 TEL　(　　)

《支払方法又は請求先を変更される方へ》
ご利用の口座振替に変更がある場合は、取引先金融機関の窓口でお手続きをお願いします。
なお、請求先に変更がある場合は、次にご記入ください。
請求先住所　〒

アパート名又はマンション名

フリガナ

宛　　名
TEL　(　　)

お 客 様 番 号	
入力日	
確認日	

注　意　事　項

1　この届出書は、婚姻等による氏名変更又は相続による水道使用者に変更(法人の場合は社名変更及び代表者変更を含む。)があった場合に提出してください。
　提出先

2　上下水道の使用中止又は使用開始の場合は、別の「吉川市上下水道使用中止・使用開始申込書」を提出してください。
3　現使用者に水道料金等の未納があった場合は、新使用者に請求させていただきますので、ご承知おきください。
4　ご住所は、アパート名と部屋番号まで明記してください。
5　料金を滞納されますと給水停止の対象となる場合がありますので、お支払い忘れのないようお願いいたします。
6　問合せ先

様式第13号（第19条関係）
様式第13号(第19条関係)

消　防　用　水　使　用　届

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

住　所
氏　名

消防用として下記のとおり水道を使用したのでお届けいたします。

記

火災発生	日時	年　月　日　午　時　分　発生		
	場所	吉川市		
使　用　し　た　消　火　栓				
場　所	栓数	時　間	水　量	摘　要
		自午　時　分 分間 至午　時　分	m^3	
		自午　時　分 分間 至午　時　分	m^3	
		自午　時　分 分間 至午　時　分	m^3	
		自午　時　分 分間 至午　時　分	m^3	
		自午　時　分 分間 至午　時　分	m^3	
計		時間　分	m^3	

様式第14号（第20条関係）
様式第14号(第20条関係)

給水装置
水　　質　検　査　請　求　書

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

住　所
請求者
氏　名

次の理由により 給水装置
水　　質 の検査を請求します。

1　給水装置の場所　　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

……

……

……

……

……

……

……

(注) 給水装置
水　　質 について、該当する箇所を○で囲んでください。

様式第15号（第20条関係）
様式第15号(第20条関係)

給水装置
水　質　検　査　報　告　書

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市水道事業管理者　印

年　　月　　日付けで請求のありました、給水装置
水　質の検査結果について、下記のとおり報告します。

1　給水装置の場所　　吉川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　検査結果

様式第16号（第26条関係）
様式第16号(第26条関係)

水道事業納付金減免申請書

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

申請人　住　所
氏　名
電　話

吉川市水道給水条例第30条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)していただきたく下記のとおり申請します。

記

1　水道納付金の種類
2　軽減(免除)を受ける前の金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
3　軽減(免除)の申請額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
4　申請の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第17号（第26条関係）
様式第17号(第26条関係)

水　道　料　金　減　額　申　請　書

年　　月　　日

(宛先)吉川市水道事業
吉川市長

申請人　住　所
氏　名
電　話

使　用　者　氏　名			
水　栓　所　在　地			
お　客　様　番　号			
調　定　年　月	年　　月　　分		
申　請　金　額	円	使用水量	m^3

修理報告書

修理完了年月日	年　　月　　日
修　理　内　容	…… ……
略　　図 敷地内の修理箇所を明示し、修理前修理後の写真各1部を添付すること。	
上記のとおり証明します。 吉川市指定給水装置工事事業者名　　所在地 氏　名	

備考　この申請は、吉川市指定給水装置工事事業者が証明した場合のみ受け付けします。

様式第18号（第26条関係）
様式第18号(第26条関係)

水道料金減額決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市水道事業管理者　印

年　　月　　日付けで申請のありました、水道料金減額申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1　決定内容

決定区分	1　減額する　　2　減額しない	
調定年月	年　　月　　分	
料金及び水量	検針結果の請求予定額及び水量	円　(　　m^3)
	減額料金及び減額水量	円　(　　m^3)
	決定料金及び決定水量	円　(　　m^3)
減額しない場合の理由		

2　減額料金の還付方法　指定口座へ振込み

3　決定料金の納入方法

(1)　指定口座より振替(　　月　　日　引落し)

(2)　納入通知の送付

様式第19号（第27条関係）

様式第19号(第27条関係)

（表）

年　　月　　日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の
使用者氏名
又は　　様
給水装置の
所有者氏名

吉川市水道事業管理者　印

吉川市水道給水条例第31条の規定に基づき、次のとおり指示します。

1　給水装置の設置場所

2　措 置 指 示 事 項

吉川市水道給水条例(抜粋)

（水道使用者等の管理上の責任）

第21条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに市長に届け出なければならない。

2　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし市長が必要と認めるときは、これを徴収しない。

3　第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置の検査等）

第31条　市長は、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し適当な措置を指示することができる。

（給水の停止）

第33条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者が第11条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2)　水道の使用者が正当な理由なく第25条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第20号（第31条関係）
様式第２０号（第３１条関係）

（表）

第　　号

立　入　検　査　証

氏　　名	
生年月日	年　　月　　日生
交付年月日	年　　月　　日
有効期限	交付年月日から１年

写真

上記の者は水道法第17条の規定による立ち入り検査に従事する職員であることを証明する。

吉川市水道事業
吉川市長　　印

（裏）

水道法（抜粋）

（給水装置の検査）

第１７条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

２　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。